

令和4年9月9日

税 務 課

担当者：課税・調査グループ 橋爪

(内線3508、直通225-1272)

## 法定外普通税「核燃料税」の更新に係る総務大臣同意について

本県の法定外普通税である「核燃料税」の更新については、令和4年9月9日付で総務大臣の同意が得られた。

これに伴い、令和4年第3回県議会定例会で可決された「石川県核燃料税条例」を、令和4年10月8日から施行する予定。

### 【石川県核燃料税条例の概要】

- |          |   |
|----------|---|
| 1 納税義務者  | 発電用原子炉の設置者                                  |
| 2 課税客体   | 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入<br>出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業 |
| 3 課税標準   | 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額<br>出力割：発電用原子炉の熱出力    |
| 4 税率     | 価額割：8.5%<br>出力割：34,900円/千kW/課税期間            |
| 5 徴収方法   | 申告納付  |
| 6 条例適用期間 | 5年間（令和4年10月8日～令和9年10月7日）                    |

### 【5年間の核燃料税収の見込み】

7.7億円

### 【過去の税収実績見込み】

- |            |                     |           |       |
|------------|---------------------|-----------|-------|
| ・ 第6期（課税期間 | 平 29.10.8～令 4.10.7  | 税率 17%相当) | 3.8億円 |
| ・ 第5期（課税期間 | 平 24.10.8～平 29.10.7 | 税率 17%相当) | 3.8億円 |
| ・ 第4期（課税期間 | 平 19.10.8～平 24.10.7 | 税率 12%)   | 1.3億円 |
| ・ 第3期（課税期間 | 平 14.10.8～平 19.10.7 | 税率 10%)   | 4.7億円 |
| ・ 第2期（課税期間 | 平 9.10.8～平 14.10.7  | 税率 7%)    | 1.5億円 |
| ・ 第1期（課税期間 | 平 4.10.8～平 9.10.7   | 税率 7%)    | 1.6億円 |